

## 成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成23年7月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成23年7月26日(火) 開会：午後2時00分 閉会：午後3時45分

会場 成田市役所5階503会議室

### 出席委員

委員長	小川信子	委員長職務代理者	秋山皓一
委員	山口恵子	委員	小川新太郎
教育長	佐藤玉江		

### 出席職員

教育長	佐藤玉江(再掲)	教育総務部長	関川義雄
生涯学習部長	吉田昭二	教育総務課長	坂本公男
学校施設課長	葛生行広	学務課長	高山勇
教育指導課長	五十嵐正憲	学校給食センター所長	藤崎吉宣
生涯学習課長	藤崎祐司	生涯スポーツ課長	檜垣好克
公民館長	須藤清子	図書館長	大木禎夫
生涯学習課主幹	堀越美好	教育総務課主幹(書記)	秋山雅和

傍聴人：0人

### 【会議概要】

#### 1. 委員長開会宣言

#### 2. 教育長報告

##### ① 主催事業

- 6月30日 ふれあいコンサートについて

今年度より毎月開催する計画であり、議会のある月は議場で、その他の月は市民ロビーなどで開催することとしている。6月は議場を初めて市民に開放し、中国の弦楽器“二胡”の演奏をしていただいた。たくさんの市民の方においでいただき、議員席も市民の方に開放しての開催となった。今後もこの形での開催となる。

- 7月6日 市民運動会実行委員会について

今年度は10月8日に開催することと決定した。本来の期間から言えばもっと長いが雨天中止などもあったので、今回は38回目となる。

但し、その役目も終えたとの判断で今年度を最後とすることになった。昭和45年から始まり、市民が一堂に会してスポーツに親しむという面では大きな役割を果たしてきたと思われるが、時代が移り子どもたちの生活時間の変遷やスポーツの在り方も変わり、教師

への大きな負担となっていたこと、小学校対抗形式となってしまうことなど、様々な要因を検討した結果、今年度で終了することとなった。今後については、プログラム等も精査した上で、新たな形での開催を検討することとなった。

- 7月7日 視聴覚ライブラリー運営委員会について

平成22年度の報告と平成23年度の計画について審議した。今年度第1回目ということで委嘱状を交付した。

- 7月7日 校長会議について

前日で学校訪問が終了したが、大きな問題点の指摘などは無かった。細かな点については指摘があったが、それは第3者の視点での評価であり改めて自らを振り返るきっかけにもして欲しいとの話をさせていただいた。

また、3月11日の東日本大震災を受けて、日頃の危機管理がいかに重要であるかについても話させていただいた。避難所となった多くの学校では、地域の人たちに運営に関わっていただかなければうまくいかない。地域との連携の大切さ。また、宮城県石巻市の大川小学校での悲惨な被害は、その時になってどうしようということではなく、予め考えておくことの重要性を示しているとの記事を紹介した。幸い成田市ではそのようなこともなく、無事に避難できたことも評価したいと思っている。

- 7月13日 教頭会議について

東小学校を会場として開催された。校長会議同様の話をさせてもらった。

- 7月19日 平成23年度第1回学校適正配置推進庁内検討委員会及び庁内検討部会について

人事異動によりメンバーも変わってしまっているため、下総地区の統合小学校の進捗状況、東小学校の統合に係る諸課題、大栄地区の統合についての現状認識、あるいは統合後の跡地の活用などの問題等々様々な課題について説明した。

- 7月21日 図書館協議会について

10名の委員のうち7名が新任であるが、それぞれに委嘱状の交付を行い、平成22年度の活動報告、平成23年度の事業計画を審議した。8月21日に図書館講座があるが、10月にも作家の林真理子氏を招いて講演会を予定しているとのこと。

- 7月25日 文化財審議委員会について

平成23年度の文化財保護に関する事業計画を審議した。又、埋蔵文化財の取り扱い状況について報告があった。

会議の後、現在、移設工事中の成田山新勝寺の薬師堂を視察した。引き屋をして向きを変え、参詣客にもスムーズに参詣できるようにするということで平成25年6月頃完成する予定である。

## ② その他

- 7月2日 第29回印旛郡市PTAバレーボール大会について

市PTA大会、郡の大会、県大会となるのが例年であるが、今年は県大会が行われなかったこととなっている。毎年優勝候補の一角である平成小学校が、1回戦でこれも優勝候補の南山小学校とあたってしまい、事実上の決勝戦のようであったが敗退してしまい残念な結

果となった。

- 7月4日 平成23年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演会について  
会長市にある浦安市文化会館で開催され、小川委員長、山口委員に出席いただいた。定期総会の後、「人との出会いの素晴らしさ」と題した特別講演があったとのことである。
- 7月7日 東日本大震災及び節電対策本部について  
本日のこの会議室も照明はつけていないが、市が取り組んでいる節電の効果についての報告と今後の目標などについて協議した。
- 7月8日 平成23年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会について  
小川委員長と私が出席した。本日の議題にもなっているので後ほど詳しく報告する。
- 7月11日 千葉縣市町村教育委員会連絡協議会平成23年度第2回幹事会について  
千葉県教育委員会に提出する要望事項について、各市町村教育委員会からの要望事項について内容の確認を行った。
- 7月15日 叙勲伝達について  
学校医として、長年にわたりご尽力を賜った眼科医の山崎義人氏に叙勲の伝達を行った。
- 7月15日 平成23年新勝寺・成田市懇談会について  
毎年行っているもので、市長、副市長、私と関連する部長が出席した。双方が持ち回りでの開催をしており、今年は新勝寺が当番であったため「光輪閣」で行われた。喫緊の課題や計画等について協議を行っている会議である。
- 7月17日 平成23年度成田市PTA連絡協議会運営研修会・教育講演会について  
PTAの活性化について4つの分科会で協議がなされた。私は第1分科会に参加したが、皆さんとても熱心で、熱い議論を交わされていた。それこそが活性化に繋がるのではないかと感じた。講演会では「こころ元気研究所」所長・鎌田敏（びん）氏の「元気父ちゃん、元気母ちゃんが子どもの未来を築く！～こころ元気に、今日からここから～」と題する講演があった。
- 7月18日 「第2回成田の地域遺産写真展」、「ユネスコと日本」展について  
この時期に毎年一週間の日程でユネスコに対する理解を深める目的で展示会を行っている。この日は「民間ユネスコ活動の日」と言うことで、ユアエルムを会場に玉造中学校の合唱部の参加も得て、開会式が行われた。
- 7月19日 平成23年度第1回成田市青少年問題協議会会議について  
青少年に係る問題について、各関係課が関係する課題等について提案があり協議した。
- 7月19日 中学生硬式野球チーム「成田ボーイズ」による日本少年野球連盟ボーイズリーグ日本選手権大会出場報告のための表敬訪問について  
8月2日から5日までの間に大会があるということで表敬を受けた。嬉しいことであるし、頑張っって欲しいと思っている。
- 7月20日 成田市老人クラブ大会について  
成田国際文化会館を会場に開催された。午前中は式典が行われ、単位老人クラブで長年にわたり活躍している方々、貢献された方々に感謝状を贈呈した。午後は芸能発表会が行われた。

- 7月22日 平成23年度第2回印教連定例常任委員会について  
11月4日に本年度の研修視察を行うことを決定した。今年は一街市が当番であるが、長狭学園を視察する計画となった。多くの方が既に視察したことがあるのではないかとの意見もあったが、計画通り承認された。
- 7月22日 第2回印旛地区教育長会議について  
どの教育委員会でも対応に苦慮している放射性物質について、その検査結果や給食食材への検査等の対応についてが大きな関心事であった。白井市では、放射線医学総合研究所から講師を呼んで公開講座を実施する予定とのことである。
- 7月26日 少年野球チーム「並木ペイシェンス」による全国大会出場報告のための表敬訪問について  
先の「成田ボーイズ」同様に、小学生中心の少年野球チーム「並木ペイシェンス」が全国大会に出場を果たしたということで、本日これから表敬訪問に見えるとのこと。

#### 《教育長報告に対する主な質疑》

委員：適正配置の関係で、東小学校と大栄地区の進捗状況はどうか。

坂本教育総務課長：東小学校区については、かつてPTA役員にお願いして地区の役員に説明したいと相談したが受け入れてもらえず、その後進展していない状況にある。大栄地区については、一度説明会を開催したのみで進捗がない状況となっている。しかしながら、現状と今後の推移を見ると急激に大幅な減少をする学校はない。1校を除き概ね同規模で推移する見込みとなっており、今後、地区の方々には説明をしてみたい。

委員：意見として聞いていただきたいが、校長会議、教頭会議では、学校はやはり勉学を教えることが主目的であるので、やはり児童生徒の学力向上を目指すように指導して欲しい。

委員：規模が大きい学校を訪問した際に感じたのは、少人数であるが故に子供たちの痒いところに手が届くような指導ができています。学習面でも周密に面倒を見ていると説明があった。しかし、成績について質問すると、他校との比較においては平均的な数字であるとの回答。指導が充実しているのであれば、もう少し成績も良くなるのではと感じたことがあったので、同感である。

委員：学校訪問をした際の感想だが、チームティーチングの授業で説明をしている先生に対して、別の先生が一か所に留まったままでじっと聞いているのみと言う姿が見受けられた。休みなく常に動いているというのも大変だと思うけれど、せつかくの制度が活かされていないのではないか、その時間をもったいないという感じがした。

五十嵐教育指導課長：教科としてチームティーチングをしているものもあるが、数学等は少人数教育の授業としてやっている学校が多いはずなので、基本的にはそのような状況は少ないと思う。

しかし、指摘された状況については日頃の授業を見たくうえで指導をしてみたい。

委員：少人数教育は良い試みだと思うが、先に先にと先生が助け舟を出してしまうのは却ってマイナスではないかと思う面もある。時宜に応じた対応というのも難しいとは思いますが、適正な授業を心がけていただきたい。

### 3. 議 事

議長：議案第1号 平成24年度使用教科用図書の採択については、公開で審議することはさまざまな支障が出るのが予想される。「成田市教育委員会会議規則第22条第1項第5号」の規定により非公開で審議することにしたい。

#### (1) 議 案

(これより非公開とする。)

議案第1号 平成24年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科用図書について
- (2) 中学校用教科用図書について
- (3) 学校教育法附則第9条の規定による一般図書について

≪議決結果≫

可 決

(ここで非公開を解く。)

議長：議案第2号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて及び議案第3号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについては関連があるので、一括して審議することとする。

議案第2号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

議案第3号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正について

檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

平成24年4月1日から指定管理者制度を導入するにあたり、成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する議案と同条例施行規則の一部を改正する議案である。

まず、議案第2号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについては、平成22年5月定例教育委員会会議で成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例を承認していただいた。平成22年9月26日から供用を開始し、直営での管理を行ってきたが、平成24年4月1日からの指定管理者導入に向け、成田市大栄野球場の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例を提案するもの。

次に、議案第3号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正については、平成24年4月1日より指定管理者の導入に向けて、同条例施行規則の一部を改正するもの。

なお、指定管理については大栄野球場の近くで B&G 海洋センター等のスポーツ施設一帯を合わせて管理していただこうと考えている。

現在、B&G 海洋センター（センター内には、体育館・プール・柔剣道場）・大栄運動場・大栄テニスコート・久茂富第一テニスコートについては指定管理契約をしており、平成21年度から平成23年度まで3年間実施し、今年度で契約期間が切れるので、大栄野球場を含めた管理を公募で行う予定。

改正の内容的には、市長という部分を指定管理者に変更し、使用料を利用料に変更するもの。また、規則では教育長を指定管理者に、使用料を利用料に変更するもの。その他の点、料金等については一切変わっていない。

#### 《議案第2号及び第3号に対する主な質疑》

委員：今回の改正点として、使用料金と利用料金を分けたのはどのような理由か。あえて使用料を利用料金に替える意図はどこにあるのか。

委員：現行ではすべて使用料になっているが、改正案では一部を使用料のまま、他を利用料金としているのがどういうことか説明願いたい。教育長あるいは市長権限で決定するものが使用料で、指定管理者が徴収するのが利用料金か。

佐藤教育長：指定管理者に対して支払うのが利用料金で、市に直接支払っていただくものが使用料である。

委員：使用料と利用料の区別に関しては、今回の資料では物品販売との文言が入っている。その場合は使用料となるのか。市長に支払うのが使用料で、指定管理者に支払うのが利用料金というようなことか。その辺の説明をお願いしたい。

檜垣生涯スポーツ課長：物品販売は施設の一部を使用するので、使用料を払っていただくと言うことである。

委員：借りる側としては、使用料を払うのか利用料を払うのかという違いが判るのか。

吉田生涯学習部長：球場そのものの使用の場合には利用料で、使用料は野球などで施設を直接利用するのではなく、物品販売などをするために場所を使用する、自動販売機を置くなどの使用をする場合に徴収する料金ということである。

委員：すると物品販売などは指定管理者には許可権限が無く、市長に直接支払うということか。

委員：利用料は球場を借りる場合の代金と言うことだが、使用料金は場所代というような考え方か。

佐藤教育長：野球を行うなど、球場の使用目的に即した使用の場合には利用料金を指定管理者に支払っていただく。物品販売や食堂の営業、自動販売機の設置等は市長の許可を得て、市長に対して使用料金を支払っていただくということで、明確に分けられている。

委員：料金設定で午前中、午後、夜間で単価が異なっているのはどのような理由か。また、午前と午後、午後と夜間の間の空白の時間30分はということか。

檜垣生涯スポーツ課長：空白の時間は、指定管理者が行うグラウンド整備の時間と考えている。料金については午前が3時間、午後は2時間なので料金に差が出ている。夜間については、職員が時間外勤務になるための措置。

委員：使用料が非常に低廉な価額であると感じるが、料金設定の算定根拠はどのようなになっているか。

檜垣生涯スポーツ課長：他の同様施設の使用料金の定めが「都市公園条例」の中にあり、土地の評価額を参考に算定している。

委員：申請書の様式で、使用許可申請書のあて先が改正前は「教育長」となっているのに、改正後は空欄なのはどのような事なのか。

檜垣生涯スポーツ課長：改正後の様式の空欄には指定管理者名が入る。現在は指定管理者が未定なので空欄となっている。

利用料金は条例第6条で、使用するものは予め指定管理者の許可を得なければならないとなっている。

また、規則第2条により条例第6条の許可を得るものは使用許可申請書により指定管理者に許可を得なければならないとなっており、別記第1号様式により指定管理者に対し申請するための様式となる。

佐藤教育長：使用許可申請はするけれども、指定管理者に収めるのは利用料金ということになる。使用料金はあくまでも物品販売などのための申請に基づき、市長に対し支払うものである。

委員：使用料と利用料に分けたのだから、申請書も「使用申請」と「利用申請」に分かれるわけではないのか。

関川教育総務部長：利用料金と使用料金に分けているのだから、様式もそろえるべきであろうと思う。例規上の問題として、改正することが適当なのかどうかは分からないが、そうしなければ分かりにくいと思う。

吉田生涯学習部長：現在は直営管理であるが、今後指定管理者にするために条例、規則を改正するについてご承認いただき、詳細については今後詰めさせていただくことでご了承ください。

議長：それでは、改正は認めるけれども内容の整理をしてもらうということによろしいか。  
議案第2号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについてを原案のとおり可決する。

議長：議案第3号 成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについてを原案のとおり可決する。

議案第4号 成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

平成18年度より計画を進めてたニュータウンスポーツ広場について、平成24年3月に完成する運びになったので、平成24年4月1日より指定管理者を導入するため、条例の一部を改正するもの。

指定管理者については、現在のところニュータウンスポーツ連盟に委託するという事で非公募の予定。

《議案第4号に対する主な質疑》

委員：現在工事の最中だと思うが、どのような施設になるのか。

また、管理はニュータウンスポーツ連盟にということだが、そのことと指定管理者による管理とは矛盾しないのか。

檜垣生涯スポーツ課長：施設としては主に野球場とサッカー場。位置的には、新しい都市計画道路、はなのき台から台方方面に下りの道路の隣接地にある。サッカー場は縦100メートル、横70メートル、野球場は両翼、センター85メートルとなる。また、調整池を設ける。これを来年4月までに供用開始とする予定。施設前の道路はやがて谷養魚場の前を通る道路へと繋がっていくこととなる。

ニュータウンスポーツ連盟を指定管理者として指定し、管理をお願いすることとなる。公募はしないで指定管理者に指定し管理を委託することとなる。

議長：議案第4号 成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについてを原案のとおり可決する。

## (2) 報告事項

報告第1号 小学校校庭内卒業記念像倒壊事故に係る損害賠償について

葛生学校施設課長 資料に基づき報告

(要旨)

事故の概要は、昨年暮れの冬休み中の12月29日の午前10時30分頃、川上小学校の校庭で同校の5年生の児童が友達5人と野球で遊んでいた時、ボールを探すため校庭隅に設置されていた「卒業記念像」、高さ約1.6mの石膏像の台座に上がろうとして、像につかまったところ、像が倒れ児童が下敷きになった事故が発生した。

友達が保護者を呼びに行き、救急車で日赤病院に緊急入院。8日間の入院後、退院したが頭痛や発熱が続くことから多古中央病院、そして千葉県こども病院へと転院し、最終的に1月24日に千葉県こども病院を退院した。

こども病院の診断書では「頭部陥没骨折」、「多発性外傷」、「腸閉そく」という内容で、退院時は「腸閉そく」は解除され、「頭部陥没骨折」は緊急の治療の必要は無く経過観察との診断内容になっていた。

なお、現在は、普通の学校生活を送っている。

事故が冬休み期間中に閉められていた門扉を保護者が開けて、児童を校庭に入れて遊ばせていたという状況があったので、市の賠償責任については保護者と慎重に対応してまいったが、市の顧問弁護士に相談した結果、市に7割の責任があるとの意見により保護者と交渉を重ね、今月の1日に示談が成立した。

児童の治療費については、一部の自己負担を除いて市の高額療養費と子供医療費助成金により補填されている。

賠償額はその他の経費として、損保ジャパンの「学校災害賠償補償保険」に基づき算定し、治療費の自己負担分、入院・通院慰謝料、入院雑費、付添い費及び交通費等の合計額の7割に当たる「160,114円」が賠償額となった。

なお、市が保護者に支払う賠償額の全額は「学校災害賠償補償保険」により補てんされている。

以上が、損害賠償の内容だが、100万円以下の損害賠償については市長の専決処分事項に指定されていることから、7月1日に専決処分をいたしたので、この内容を9月定例市議会に報告することになる。

#### 《報告第1号に対する主な質疑》

委員：市に7割の責任と言うことは一般的な感覚としてはおかしいように感じる。

葛生学校施設課長：当初は市に責任はないのではないかと考えていたが、顧問弁護士に相談したところ、学校は基本的に地域に開かれた施設であり、市の責任は免れないとのことで、7割の負担ということで示談にした。

委員：親の責任も大きいとは思いますが、これを今後の教訓として、施設管理の徹底をすることが必要と感じた。

委員：今後各学校等への指導はどのようになされるのか。安全管理という面ではどのようにして行くのか。

関川教育総務部長：市が設置したものではないものについても、確認し撤去等するという事で各学校に通知したので、同様のことはもう起こらないはずである。

#### 報告第2号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書について

高山学務課長 資料に基づき報告

(要旨)

『公正で開かれた教科書採択を求める陳情書』が日本出版労働組合連合会から出された。教育委員会に出された請願については、会議において採択または不採択を決定することとなっており、陳情については備考にあるように『成田市教育委員会会議規則第27条』によって、その内容によって採択・不採択を会議において決するか、ただ単に報告にするかを判断するものとなっている。

今回の陳情書については4点の要望のうち(1)の教育現場の意向を最大限に尊重する採択については、十分行っている。また、(2)(3)(4)については、国や採択地区協議会で決定している内容なので市教育委員会に要望されてもどうするものでもない。

以上の点から、本陳情については事務局として「報告」という形にさせていただいた。

### 報告第3号 成田国際文化会館に係る指定管理者の選定手続きについて

藤崎生涯学習課長 資料に基づき報告

(要旨)

現在、成田国際文化会館については、平成21年4月1日から3年間、財団法人成田市教育文化振興財団を指定管理者として指定しているが、平成24年3月31日で指定管理期間が終了する。

平成20年12月議会において、「指定管理者制度の中で、採算性や競争をしていただいて、より質の高いサービスが提供できるであろう施設については、公募による選定。」という方針を表明した。

については、その方針を踏まえ、又、成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条においても、「指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。」と規定されているので、成田国際文化会館に係る次期指定管理者については、公募により選定する事ですすめたい。

また、詳細については今後更に調整するが、公募にあたってはスケジュール(案)に示した様にすすめたい。

平成24年4月以降の指定管理者の選定については、公募により選定する事ですすめたい。

また、詳細については今後更に調整するが、公募にあたっては下記スケジュール(案)にそってすすめたい。

#### 指定管理者選定スケジュール(案)

8月中旬 要項配布

8月下旬 現場説明会

9月上旬 申請書類受付

9月 書類審査

10月中旬 専門部会・選定委員会

- 10月下旬 教育委員会議提案
- 11月 庁議報告・仮契約締結
- 12月 議会（議案提案）

《報告第3号に対する主な質疑》

委員：公募した場合の参加申し込みはどのくらいが予想されるのか。

藤崎生涯学習課長：募集をしてみないとわからない部分でもあるが、横浜で数社のみ。浦和市では従来のところだけ。船橋市では最初は複数社あったが、辞退もあり結局は従来の1社のみとなったとのこと。いずれにしても最大で数社程度と思われる。

報告第4号 市体育施設に係る指定管理者の選定手続きについて

【檜垣生涯スポーツ課長 資料に基づき報告】

現在、市体育施設の中台・大谷津運動公園及び久住体育館・テニスコートについては、平成21年4月1日から3年間、財団法人成田市開発協会を指定管理者として指定しているが、平成24年3月31日で指定管理期間が終了する。

平成24年4月以降の指定管理者の選定については、公募により選定する事ですすめたい。また、大栄B&G海洋センター外3施設についても、平成24年3月31日で指定管理期間が終了することから、今回、新規の大栄野球場と一括で公募により選定するという事で進めていきたい。

ニュータウンスポーツ広場については、地区スポーツ広場の位置付けから非公募による選定といたしたい。

指定管理者公募選定スケジュール（案）

- ・中台、大谷津運動公園及び久住体育館、テニスコート
  - 8月中旬 要項配布
  - 8月下旬 現場説明会
  - 9月上旬 申請書類受付
  - 9月 書類審査
  - 10月中旬 専門部会・選定委員会
  - 10月下旬 教育委員会議提案
  - 11月 庁議報告・仮契約締結
  - 12月 議会（議案提案）
- ・大栄野球場については、9月議会条例改正後となる

《報告第4号に対する主な質疑》

委員：小さな公園などは管理がしっかりと行われておらず、これでも管理者がいるのかと思わざるを得ないという例も見受けられる。しっかりとした管理者の選定をお願いしたい。

4. その他 なし

5. 委員長閉会宣言